

ACT SAIKYOは認定NPO法人として認定を受けました!!

寄附金控除と特別損金算入限度額の適用

ACT SAIKYOは2020年8月7日に山口県より認定NPO法人として認定を受けました。

そのため、ACT SAIKYOへの個人のご寄附は寄附金控除の対象となります。(確定申告が必要です) また、法人のご寄附は一般のNPO法人にご寄附の場合の一般の損金算入限度額とは別枠で特別損金算入限度額を利用することができます。

例) 個人の寄附金 100,000 円の場合

国税の寄附控除 (税額控除選択の場合)

$(100,000 - 2,000)$ 円



寄付金の合計額 $\times 40\% = 39,200$ 円

+

地方税の寄附控除

$(100,000 - 2,000)$ 円



寄付金の合計額 $\times 10\% = 9,800$ 円

 確定申告を行うと、寄附金のうち 49,000 円 が戻ります!!

●個人寄附の場合

国税 (所得税) の寄付控除

以下よりいずれかを選べます。

1. 所得控除: (寄附金の合計額 - 2,000 円) が総所得金額から控除
 2. 税額控除: (寄附金の合計額 - 2,000 円) $\times 40\%$ が所得税から控除
- ・控除額には一定の上限があります。また、どちらが有利になるかは所得によって異なります。詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

地方税 (住民税) に寄附控除

(寄附金の合計額(*) - 2,000 円) \times 住民税率が住民税から控除

*総所得金額の 30% を限度

- ・お住まいの地方自治体によって、控除の有無や控除額が異なります。
 - ・山口県は県民税 4%、周南市は市民税 6% の控除が受けられます。
- 詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

寄附金控除を受けるには、確定申告が必要です。

1. ACT SAIKYO事務局から「寄附金受領証明書 (領収書)」が郵送されます。
 2. 確定申告を行う。
- * 1月1日から12月31日までに行った寄附について、翌年3月中旬までに最寄りの税務署で確定申告を行う。
3. 確定申告書に1.の寄附金受領証明書 (領収書) を添付する。
- * 給与等の支払いを受けている方へ
年末調整では寄附金控除を受けることができませんので、お勤め先より源泉徴収票を入手し確定申告してください。

●法人寄附の場合

一般寄附金の算入限度額とは別に、特別算入限度額の範囲内で損金算入ができます。

認定NPO法人に対する寄附金に係る損金算入限度額

下記の①と②の式により計算します。

①【特別損金算入限度額】

資本がある法人(期末資本金の額×0.375%+所得金額(*)×6.25%)×1/2

②【一般損金算入限度額】

資本がある法人(期末資本金の額×0.25%+所得金額(*)×2.5%)×1/4

*所得金額=所得金額(当期純利益に税務調整をした額)+寄附金の支出額
詳しくは最寄りの税務署または税理士にお問い合わせください。

例) 資本金 1,000 万円、所得 1,000 万円の法人の場合

上記の計算式①+②により

特別損金算入限度額

$(1,000 \text{ 万円} \times 0.375\% + 1,000 \text{ 万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 33.1 \text{ 万円}$

+

一般損金算入限度額

$(1,000 \text{ 万円} \times 0.25\% + 1,000 \text{ 万円} \times 2.5\%) \times 1/4 = 6.9 \text{ 万円}$

☞ **損金算入限度額=特別損金 33.1 万円+一般損金 6.9 万円=40 万円**
この場合、40 万円までが損金算入できます。

損金算入するには

認定NPO法人に対する寄附金を損金算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、当法人発行の寄附金受領証明書(領収書)が必要です。

●相続または遺贈により財産を取得した方が相続財産を寄附する場合

相続税の算定において、認定NPO法人に対して相続税の申告期限内に寄附した相続財産は、一定の場合を除いて、相続税の課税対象から除かれます。

●寄附金受取書の発行について

寄附金控除等、税の優遇措置を受けるためには、当法人が発行する寄附金受領証明書(領収書)が必要です。

*詳しくは最寄りの税務署または税理士にお問い合わせください。

お問い合わせ先
認定NPO法人ACT SAIKYO
事務局 TEL0834-22-7665